

1. 応募の趣旨

居住支援協議会は、地方公共団体の住宅部局・福祉部局、不動産関係団体、居住支援団体などからなる組織であり、関係者間の情報共有・意見交換のほか物件情報の紹介、死亡・退去時の支援サービスなどを提供し、高齢者、障害者、外国人といった住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を推進するための重要な役割を担っています。しかしながら、令和3年3月末時点で、すべての都道府県で設立されている一方、市区町村では58の居住支援協議会で設立されるにとどまっており、また居住支援協議会のなかには、活動が低調なところも存在するとの指摘もなされています。

また、国土交通省では、多様な住宅確保要配慮者の居住支援には、それぞれの特性に応じた多様なきめ細かな対応が必要であるとして、住生活基本計画（令和3年3月閣議決定）において、新たな成果指標として「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率【25%（令和2）→50%（令和12）】」を定めたところです。

これらの状況を踏まえ、国土交通省では、昨年度に引き続き「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」を実施いたします。本プロジェクトは居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られていない、関係者の合意は得られているがどうやって設立すればよいか分からないといった市区町村又は居住支援法人を募集し、国土交通省職員・有識者の派遣、相談・アドバイスなど、居住支援協議会設立等に向けたハンズオン支援を実施するものです。

2. プロジェクトの内容

募集は、2つの設立部門（①行政主導型・②官民共同型）と活性化部門の3部門で行います。

※下表のとおり、主体によって応募できる部門が異なります。

	応募主体	支援内容
設立部門 (①行政主導型)	市区町村 ※住宅部局又は福祉部局のいずれか一方でも連名でも応募可能。 ※都道府県との連名も可能。	○国土交通省職員、厚生労働省職員、有識者等の派遣 (勉強会の講師、関係者との調整等) ○課題の相談及びアドバイス
設立部門 (②官民共同型)	市区町村と居住支援法人の連名 ※両者連名が必要であり、いずれか一方は不可。 ※都道府県との連名も可能。	○制度や他の協議会の事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供 ○第1線で活動されている行政職員や実務者の紹介
活性化部門	居住支援協議会 ※都道府県、市区町村どちらも応募可能。	※新型コロナウイルス等の状況に応じて、オンラインと対面を併用して支援。

(注意事項)

※居住支援協議会の設立は地域の関係者による主体性・合意が重要であり、本プロジェクトの選定は、居住支援協議会の設立を約束するものではありません。同様に、居住支援協議会の設立を成果として求めるものではありません。(本プロジェクトをきっかけに、地域において住宅・福祉の連携について考えていただくことも重要な成果と考えております。)

※本プロジェクトに資金面の支援は含まれていません。居住支援協議会への資金面での支援を求める場合には、別途、共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(提出期間：令和3年3月5日(金)～7月30日(金)【注】)を申請する必要があります。

【注】当該事業は令和3年6月8日に応募を締め切り、現在は補欠応募を実施しております。

(補欠応募期間：6月25日(金)まで)

※選定団体については、国土交通省が開催するセミナー等において、発表等をお願いする場合がございます。

3. 応募手続き(各部門共通)

○募集期間 **【追加公募】**

~~令和3年4月26日(月)～6月4日(金) 17時必着~~

令和3年6月14日(月)～8月31日(火) 17時必着

※約2団体程度を追加で募集いたします。

※応募いただいた団体から、応募内容を確認のうえ、随時採択・支援を開始させていただきます。

※先着順で採択予定のため、募集期間中であっても、応募を締め切ることがございます。

○提出場所・方法

募集期間中に、応募用紙を下記担当部局へ、電子メールにて提出すること。

※提出時のメール件名は、「【提出】(応募部門の別)団体名」

応募用紙のファイル名は、「【応募部門の別】団体名」とすること。

※応募用紙の様式は、部門ごとに異なるので注意すること。

<担当部局・応募用紙の提出先>

国土交通省住宅局安心居住推進課

電子メール： hqt-housing-support@mlit.go.jp

電話番号： 03-5253-8111 (内線39863)

4. 事業の選定

- ・ 地域特性や選定により見込まれる効果などを踏まえ、各部門の合計で最大8団体程度（追加公募は約2団体程度）を想定。
- ・ 6月中（追加公募は随時）に選定結果をメールにて連絡する予定。

※選定に先立って、追加の聞き取りを実施する可能性があります。

※選定されなかった場合にも、提出頂いた応募内容は、必要な範囲で関係省庁や有識者と共有させて頂き、応募者を含めた居住支援活動に取り組む方々の支援に役立たせて頂きます。